

# 税務ポイント

〔会社の税務よろず相談室③〕法人税その33

## 太陽光発電設備を取得したら

**Q** 事業所に太陽光発電設備の設置を検討しています。設備を設置した場合の税額の控除等の制度について教えてください。

**A** 法人が一定の太陽光発電設備を取得した場合、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用が可能です。

### 1 制度の概要

法人が平成23年6月30日から平成28年3月31日までの期間内に、新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして、その取得等をした日から1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除が認められます。なお、所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されません。

適用対象法人は、

- (1) 特別償却.....青色申告書を提出する法人
- (2) 税額控除.....中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出する法人

となります。

この制度の適用対象資産の一つに「一定の太陽光発電設備」があります。以下「一定の太陽光発電設備」についてこの制度の適用要件等を説明します。

### 2 「一定の太陽光発電設備」

「一定の太陽光発電設備」とは、太陽光発電設備《電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備（再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた設備）に該当するものに限り、その出力が10キロワット以上であるものです。

但し、次の場合には、この制度の適用を受けることができません。

設備を貸付の用に供した場合

設備を電気事業法第2条1項9号に規定する電気事業の用に供した場合

「電気事業」とは、一般の需要に応じて電気を供給する事業（一般電気事業）や一般電気事業者によるその事業の用に供するための電気を供給する事業（卸電気事業）等をいいます。通常、固定価格買取制度の認定を受けて電気事業者（例 東京電力、中部電力）に売電する場合は、「電気事業」には該

当しません。

国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受け、目的に適合した設備を平成25年4月1日以降に取得等をした場合。

### 3 適用対象事業年度

この制度の適用対象事業年度は、平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に「一定の太陽光発電設備」を取得等して、その事業の用に供した年度です。

### 4 特別償却限度額

「一定の太陽光発電設備」の取得価額の30%相当額です。

なお、平成27年3月31日までの間に取得等した設備の特別償却限度額は、その設備の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額となります。

したがって、その事業の用に供した事業年度において取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。

### 5 税額控除限度額

税額控除限度額は、「一定の太陽光発電設備」の取得価額の7%相当額です。

但し、その税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度となります。

この場合、控除しきれなかった金額（繰越税額控除限度額超過額）は、1年間の繰越しが認められます。

### 6 申告に当たっての注意点

(1) 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付する必要があります。

税額控除の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載しその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

また、両者とも、併せて以下の書類も添付する必要があります。

電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則第7条第1項の申請書（再生可能エネルギー発電設備認定申請書）の写し

経済産業大臣の同法第6条1項の認定をした旨を証する書類の写し《再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）》

(2) 一の資産についてこの制度による特別償却と税額控除との重複適用は認められません。

(3) この制度の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の圧縮記帳、他の制度による特別償却又は他の税額控除の規定の重複適用は認められません。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）